

審議会条例の改正について

1 背景・経緯

審議会（第2期・後半）では、豊ヶ丘・貝取地区の4小の通学区域の見直しについて審議したが、以下の審議会運営上の改善すべき点が生じた。

- ①議論を深めるためには、委員総数（22人）が多かった。
- ②専門的見地からの分析・議論を行うためには、学識経験者（2人）の人数が少なかった。
- ③全市的な視点での議論と地域の視点での議論のバランスを図る上では、区域代表の人数が多かった（8人）。
- ④全市的な保護者代表であった方の一部が対象地区から選出されたため、区域代表の委員との位置付けの違いが明確でなくなってしまった。
- ⑤委員の任期が2年となっているため、短期の任期延長ができず、2年の再委嘱をすることとなった。

2 条例改正の決定 [平成20年10月3日 第3回多摩市議会定例会]

第82号議案

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案提案理由

審議会の専門性、総合性等がより高められるよう、委員の構成及び任期を改正するもの。

（主な改正点）

- ・組織全体のスリム化
- ・学識経験者の割合の増加
- ・保護者代表の公募委員への編入
- ・区域代表の委員数の減
- ・任期を弾力的に設定できるようにすること

【結果】原案可決（可決16、否決9） ※賛成・反対討論の発言内容は、裏面参照。

3 主な改正点

(1)委員の総数、構成の見直し

- ・該当校1校あたり2人以内の「区域代表」を除いて15人以内だった委員の数を11人以内とする。
- ・学識経験者を2人以内から3人以内とする。
- ・保護者4人以内、公募市民5人以内であったが、これを公募市民に保護者を含めて4人以内とする。

（「市立学校長2人以内」「地域団体代表2人以内」は変更なし。）

- ・区域代表を1校につき2人以内から1人とする。
- ・なお、必要に応じて関係者の意見等を聴取するものとする。

(2)任期の見直し

委員の任期は2年としていたが、これを2年を超えない範囲で教育委員会が定める期間とする。

第82号議案

多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤原忠彦君） この際、日程第23、第76号議案多摩市立複合文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第26、第82号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4案を一括議題とし、委員長の報告を求めます。

萩原重治文教常任委員長。

（文教常任委員長萩原重治君登壇）

（ 省 略 ）

次に、第82号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。市側より、本条例改正案は多摩市立学校の一定規模及び適正配置に関する審議会の専門性、総合性等がより高められるよう、当該条例の規定中、委員の構成及び任期を改正するためのものである。主な改正点は、組織全体のスリム化、学識経験者の割合の増加、保護者代表の公募委員への編入、区域代表の委員数の減、任期を弾力的に設定できるようにすることなどであるとの説明がありました。

その後、質疑に入り、3名の委員より質疑がありました。内容は、改正の原因となったのはこの審議会での議論が足かけ3年かかり、結論を二転三転したことかと思うが、そもそも審議会での議論はいろいろな方が意見を述べて議論を尽くすことが大きな眼目なので、効率性を求める必要はないと思うが、教育委員会の考えはどうか。最初に一定規模という考え方に立つと複数学級にならないところは統廃合となり、統廃合しなければ子どもたちの教育環境にとってよくないというそもそもの議論が行われにくいのではないか。学識経験者を2名から3名にということだが、どのような方を想定しているのか。PTAや民生委員はどの枠になるのか。公募市民の選考方法はどうするのかなどです。

質疑の後の意見討論では、否決の立場で2名、可決の立場で1名の討論がありました。その後、挙手により採決したところ、挙手多数で可決すべきものと決しました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

（ 省 略 ）

これより、第 82 号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

小林憲一議員。

(11 番小林憲一君登壇)

○11 番（小林憲一君） 小林憲一です。第 82 号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党多摩市議団を代表し、否決の立場で意見を申し上げます。

昨年から今年にかけて、多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会（以下審議会）の議論や結論が二転三転したり、最終的に結論が出ないということがあり、このことが今度の条例改正による審議会のメンバー構成の変更案の背景にあります。しかし、そもそも審議会などでの議論がさまざまな角度から尽くされ、その結果として議論や結論が二転三転したりすることはあり得ることですから、審議会にあまり効率性のようなものを求める必要はないように思います。

また、議論が行ったり来たり、結論が二転三転したことの要因は、審議会のメンバー構成に問題があるのではなく、審議会への諮問の仕方、地域の関係者や住民との話し合いの仕方に問題があったのではないのでしょうか。まず審議会への諮問の仕方では、一定規模のところで複数学級でなければならないというような統廃合の物差しを決め、事実上審議会の議論に型をはめるといようなやり方が行われましたが、これでは自由な議論ができません。統廃合を地域で議論するときには、まず該当する地域で統廃合がなぜ必要なのかという現状認識から出発して、そこで合意を得た上で、次に具体的な統廃合はどうすべきかというところに進む必要があります。今のシステムでは、審議会でも地域でも統廃合は当然のこととされていて、一番大事なその議論ができないのではないのでしょうか。

また、区域代表を 1 人にする必要はなく、2 人のままで相談し合える条件を残すべきだと思いますし、住民の意見を重視するなら、公募市民も減らす必要はないと思います。以上で討論を終わります。

○議長（藤原忠彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。篠塚元議員。

(13 番篠塚元君登壇)

○13 番（篠塚元君） ただいま議題となっています第 82 号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本来であれば文教常任委員である岩永議員が討論をすべきですが、体調不良により声が出にく

いということなので、会派民主党TAMAを代表して可決の立場で意見討論いたします。

本件は、審議会の客観性、専門性を向上させるべく、委員の総数、構成、任期を見直すために制定されるものですが、特に保護者や区域代表など利害関係の深い立場にある市民の総数を見直す内容であると理解しています。

本来であれば、子どもたちの育ちに必要な学校の規模を教育的見地から議論する場と、市内の学校の位置や配置を議論する場は分けてもいいのではないかと考えますが、教育委員会の整理ではそのようになっていないと受けとめています。また、本来学校の適正な規模がどうあるべきかを教育的見地で議論する場が教育委員会であるならば、わざわざ審議会を設置して学校の一定規模・適正規模を議論することの意義も問われるような気がします。以上のことは、多少の感想も含めて述べさせていただきました。

さて次に、学校の適正な配置についてどう決定していくのかですが、ここにおいても本当に審議会を設置する必要があるのかは疑問です。むしろ教育委員会がみずから地域に出向いて丁寧な地域住民との意見交換を積み重ねる手法も選べたと思います。先ごろ、ようやく教育委員会の一定の結論が下された豊ヶ丘・貝取地域の学校統廃合の件は、審議会を設置したことの意義を問い直したくなるような状況があったことは否めません。もちろん、審議会の議論の積み重ねなくして最終的段階に到達することができなかったとも言えますが、一連の経過を見るにつけ、審議会を設置せず、教育委員会が積極的に地域に出向くことの必要性を感じずにいられません。審議会を設置するという手続が本当に必要であったのか、疑問が深まるばかりです。

その反省の上に、今回の条例改正の提案があると思っています。今回の審議会の経過を見ると、確かに保護者が直接参加することの難しさは明らかであり、今回の見直しの方向は理解いたします。しかし、利害関係者でもある市民の意見を反映させる手段を考へることも必要だと指摘しておきます。決して地域や市民を無視することのないように進めていただきたいと最後に申し上げ、可決の討論といたします。

○議長（藤原忠彦君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。住田啓子議員。
（19番住田啓子君登壇）

○19番（住田啓子君） 住田啓子です。ただいま議題となっております第82号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例について、改革ゆいの会を代表して否決の討論をいたします。

本条例の主な改正点は、審議会委員の組織構成を変更するもので、地域代表者の定数を減らし、学識経験者の定数をふやす内容です。さきに行われました豊ヶ丘・貝取地域の4小学校を2小学校とする統廃合の課題整理はきちんとされたのでしょうか。私も審議会を幾度か傍聴いたしましたが、地域の学校という従来の指定学区制の議論と、特色ある学校づくりによる学校への愛着、統廃合を見越しての学校選択制度が整理されない

まま議論され、学識者意見と地域代表の認識がかみ合わないまま平行線をたどっていたのではと感じました。

東京都は2000年以降、通学区域の緩和政策としての学校選択制度を導入し、保護者の選択基準をつくるために特色ある「ザ・学校づくり」を奨励してきました。多摩市では1998年、学校図書館司書配置として特色ある学校づくりをスタートしています。東京23区では、2000年以後はさまざまな特色ある学校づくりが行われており、これまでの学校の特色化はどちらかといえば学校全体の発意というよりもむしろ行政や学校長のトップダウンによるものが多く、学校統廃合政策が重なり、混乱しています。学校の特色づくりが学校選択の基準にならず、小規模校が忌避され、大規模校が好まれる状況となり、ますます学校間格差を拡大しています。

今回の審議会議論の中で、1. 選択制を前提とした一定規模・適正配置は、地域社会の連帯感を損ない、地域の活力を失うものではないかという不安、2. 学校統廃合の目的が子どもの基礎学力の向上や、どの子にとっても楽しく学べる環境づくりでなくてはならないにもかかわらず、廃校になりそうな学校は入学を避ける傾向が強く、地域との遊離は避けられない。40人学級を前提に競争、評価制度、選択制などを織り込んだ一定規模・適正配置は大変理解しがたく、若い保護者たちの混乱の原因となっています。これまで同様の統廃合の考え方でよいのか、議論をする前に、公教育本来のあり方を問い直すべきです。21世紀グローバル社会を生きていく子どもたちにとって、何が一番大切なのでしょうか。

ポスト産業社会は知識社会、学びの社会であると言われていています。1990年代からいち早く学びの社会へと転換を遂げた北欧の社会は、我が国のお手本になるのではないのでしょうか。幼いころから学ぶことへの好奇心と楽しさを体験し、知識の高度化と複合化に対応できる質の高い学びをすべての子どもたちに保障することは大切なことであり、勇気を持って現教育を見直すべきです。そのためには、少人数学級と教師の精神の自由と自治、研修の保障が必要です。

小・中公立学校はすべての子どもたちに学習する権利を保障する場として、教科を学ぶだけでなく、多様な考え方や個性を学ぶ場であり、競争や一方的な評価は避けなくてはなりません。学校は地域の核であり、多様な能力や個性を持った人とともに生きる、民主主義を学ぶ場でもあります。中央集権的な文部科学省や東京都主導の教育のあり方を一から点検することが、多摩市教育委員会の務めではないのでしょうか。

学校統廃合を議論する前に、教育における不易、すなわち多摩市教育ビジョンをわかりやすく市民に示すことです。

今、流行の基礎学力感や習熟度別教育、一定規模・適正配置、学校選択制では教育は決してよくなりません。今こそ教育委員会は教育の不易、すなわちすべての子どもが自由な精神を持って楽しく学べる条件整備に努めること、さらに教育における能力主義や競争主義、子どもの心を奪う「心のノート」などによる道德教育の義務化など、公権力に対して教育の専門家として批判精神を持って対応すべきです。教育の質の向上のためには、学識者よりも教育を受ける側、地域や保護者の積極的なかかわりを最も大事に、大切にしていきたいと思えます。

以上申し上げ、否決の討論といたします。

○議長（藤原忠彦君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。――賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。――反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、第 82 号議案多摩市立学校の一定規模及び適正配置等に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

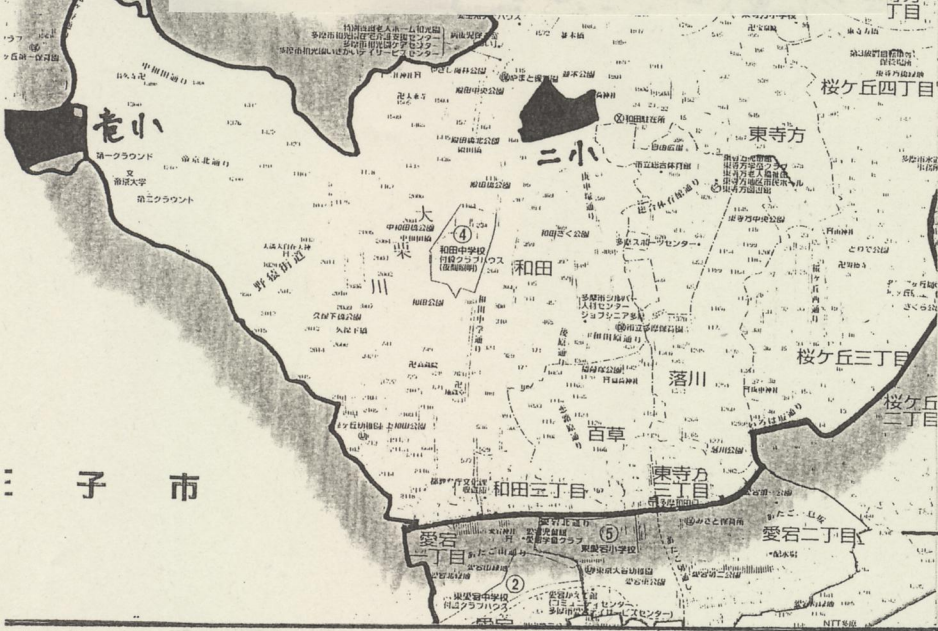
本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（藤原忠彦君） 挙手多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

多摩第二小と東愛宕小の通学区域の変遷



百草、落川、和田の一部の
通学区域変更の変遷

昭和46年度



昭和47~50年度

東愛宕小・東愛宕中の開校に伴い、
百草、落川、和田の一部を二小から
東愛宕小に編入



昭和51年度~

西愛宕小、東寺方小の開設に伴い、
百草、落川、和田の一部を再び
二小学区に戻した

在籍児童数の推移

	多摩第二小学校		多摩第三小学校		東愛宕小学校		西愛宕小学校		東寺方小学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
昭和46年	989名	25学級	441名	14学級						
			9名	1学級						
昭和47年	981名	26学級	457名	14学級	334名	11学級				
			8名	1学級						
昭和48年	970名	26学級	491名	15学級	651名	19学級				
			10名	1学級						
昭和49年	928名	25学級	485名	15学級	851名	23学級				
			7名	1学級						
昭和50年	925名	24学級	363名	14学級	1058名	27学級				
			42名	3学級						
昭和51年	686名	18学級	362名	15学級	673名	17学級	413名	13学級	351名	12学級
			29名	3学級						

※下段は特別支援学級の児童数と学級数